

社会保険庁からのお願い

大切な年金記録を届けます。
住所等の変更はありませんか？

約5千万件の未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録との名寄せ（氏名、性別および生年月日との突合せ）等を行い、その結果、記録同士が結びつくと推定される方々については、平成19年以降順次に入期間および加入履歴を記載した「ねんきん特別便」を送付していきます。

ねんきん特別便は、現在社会保険庁で把握している記録に基づいて作成いたします。

○住所変更の届出がお済みでない方

「ねんきん特別便」は、社会保険庁に届出の住所にお送りするため、住所変更の手続きがお済みでない場合、被保険者の方にお届けすることができません。住所の変更・訂正はご自身による手続きが必要となりますので、お手数ですが以下のところでお手続きをお願いします。

- ① 国民年金第1号被保険者は
お住まいの市区町村役場の窓口
（多久市は市民生活課窓口）
- ② 厚生年金加入者、国民年金第3号被保険者は
厚生年金加入者の方のお勤め
先の社会保険担当の方
- ③ 年金受給者は
お近くの社会保険事務所

○結婚等で名字が変わった方

結び付く可能性のある記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更の届出をされていない方は、変更の届出を早急にお願います。

「ねんきん特別便」では、社会保険庁が把握している加入記録をお知らせしています。ご自身の記録に漏れがないか十分に「ご確認いただき、訂正がない場合には同封の「確認はがき」を、訂正がある場合には「年金加入記録照会票」を、必ず提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

■問い合わせ

佐賀社会保険事務所

☎ 31-4191

交通災害共済加入申し込みについて

平成20年度の申し込み
受け付けを始めました

交通災害共済制度は、交通事故に遭われた方に対する見舞金の制度で昭和43年に始まり、現在は県内7市10町の一部事務組合で運営されています。多久市の場合、平成19年度の加入者は5千19人（市民のおよそ4分の1の方が加入）、見舞金の支払い額は、昨年4月から12月末日までの間で22人に対して総額184万5千円となっています。

○申し込み方法

- ① 加入申込書（3枚複写）に住所・氏名ならびに加入者の氏名、加入者数、金額等を各世帯で記入してください。
- ② 加入申込書に加入者の人数分の掛金を添えて郵便局で加入手続きを行ってください。なお、市役所市民生活課でも加入手続きはできます。
- ③ 郵便局から受領した「領収証書兼加入者証」は来年の3月31日まで大切に保管ください。

■問い合わせ

市民生活課 市民係
☎ 75-6116

加入までの流れ

